

令和7年度宮城県公立高等学校転入学等の手引

宮城県教育庁 高校教育課
仙台市教育局 学校教育部 高校教育課
石巻市教育委員会 学校教育課

この手引は、宮城県の公立高等学校に転入学等を希望する場合の原則や手順等について説明したものです。保護者等の転勤等により、宮城県への転居が決まった時点で、現在通学している学校の担任の先生に相談し、早めに対応してください。

【転入学と編入学の違い】

転入学 現在高等学校に在籍している生徒が、他の高等学校の相当学年に学籍を移すことです。

編入学 海外から帰国した者、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍している者、高等学校を中途退学した者などが、高等学校の第1学年の当初の入学時期以外の時期又は第2学年以上の学年に入学することです。

I 転入学の原則等

1 転入学の原則等

(1) 原則

転入学は原則として、保護者等の転勤等に伴う一家転住の場合のみ認められます。

ただし、特別な事情があり、教育的配慮が必要と認められる場合にはその限りではありません。

また、通信制課程への転入学については、教育的な配慮を特に必要とし通信制課程での学業の継続が適当である場合に、一家転住の原則にかかわらず、出願が認められることがあります。

(2) 通学区域

通学区域は、宮城県全域です。

2 留意点

(1) 住居を定める時期について

転入学では、転入学考査への出願時点で県内に住居を定めることが確定している必要があります。高等学校に合格してから転居を決定することはできません。

注) 転入学考査への出願や試験の時点で、住民票を宮城県に移している必要はありません。

(2) 高等学校の選択について

考査実施日の異なる複数の高等学校に出願することができますが、最初に合格した高等学校に必ず入学することになります。

Ⅱ 転入学の手順

1 転居先の決定と在籍校の担任へ相談

保護者等の転勤等に伴い、宮城県内に一家転住することが決定したことを現在通学している高等学校の担任に相談します。



2 入学を希望する高等学校を選択

高校教育課のウェブサイトに掲載している「公立高校ガイドブック」や「公立高等学校転入学考査実施計画一覧表」等を御活用ください。

※ 「公立高等学校ガイドブック」

公立高等学校の情報等を掲載しています。

「公立高等学校転入学考査実施計画一覧表」

公立高等学校の転入学考査日程や考査実施教科等を掲載しています。



3 入学を希望する高等学校へ問合せ

転入学を希望する高等学校に、次の点を確認してください。

- | | | |
|------------------------|-------------------------|----------|
| ① 転学の理由・状況等 | ② 転入学考査日 | ③ 考査実施教科 |
| ④ 面接等の有無 | ⑤ 出願の流れ及び選抜手数料の金額及び納入方法 | |
| ⑥ 転入学願書及び転入学事由書の様式について | ⑦ その他 | |

なお、現在通学している高等学校から転入学を希望する高等学校に、教育課程表を送付してもらうなどして、転入学後の学習の接続に支障がないか確認してもらってください。

【選抜手数料】全日制	2,200円
定時制	950円
通信制	200円



4 転学照会

在籍高等学校の校長から、転入学を希望する高等学校の校長へ、次に示す転入学考査に係る書類を送付します。

(1) 在籍高等学校の校長が発行するもの

- | | | |
|------------------------------------|---------|---------|
| ① 転学照会 | ② 在学証明書 | ③ 成績証明書 |
| ④ 単位修得証明書（成績証明書が単位修得証明を含むものであれば不要） | | |
| ⑤ その他特別な事情を示す書類等（必要に応じて提出） | | |

(2) 転入学志願者が作成するもの

- ⑥ 転入学事由書

※ 志願先の学校が受理した出願関係書類は、一切返還しません。

同時に、考査実施日の異なる複数の高等学校に出願することはできますが、最初に合格した高等学校に必ず入学することになりますので、十分に注意してください。

5 転入学考査出願の可否についての回答

転入学考査出願の可否について、転入学志願先の高等学校長から回答されます。



6 転入学考査への出願

転入学考査出願が認められた場合、在籍している高等学校を通じて、**転入学願書**を提出してください。



7 転入学考査の受験

転入学考査の日程及び考査実施教科については、各高等学校で定めています。



8 合格者の発表及び合格後の手続き

合格者の発表は、原則として考査実施日当日に行います。

合格した場合は、入学の手続きを行います。

通常、入学の手続きは合格者を発表した後直ちに行うことになります。

もし、複数の高等学校に出願している場合、最初に合格した高等学校に必ず入学することになりますので、合格決定後、直ちにその後に受験を予定している高等学校に、受験しない旨を連絡してください。

Ⅲ 編入学について

編入学の具体的な手続きについては転入学に準じます。

編入学を希望する場合は、あらかじめ志願する高等学校に受験資格等について必ず問合せてください。

海外帰国者など海外の高等学校からの編入学希望については、志願する高等学校に連絡する前に、早めに下記の「問合せ先」まで御相談ください。

【問合せ先】

○ 本県公立高等学校の転・編入学について

(県立高等学校) 宮城県教育庁高校教育課教育指導第一班
TEL (022) 211-3624 [直通]

(仙台市立高等学校) 仙台市教育局学校教育部高校教育課
TEL (022) 214-8422 [直通]

(石巻市立高等学校) 石巻市教育委員会学校教育課
TEL (0225) 95-1111 [代表]

○ 転・編入学の受験資格や考査については、入学を希望する公立高等学校に直接お問い合わせください。